

(11) 株式等を取得する権利の価額

23～35 共—9 令第84条第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同条第5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。）における同条本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が証券取引所に上場されている場合
当該株式につき証券取引法第116条（（売買取引高相場等の公表））の規定により公表された最終価格（同条の規定により公表された最終価格がない場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に最終価格又は最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格又は最終の気配相場の価格とする。）による。なお、2以上の証券取引所に同一の区分に属する価格があるときは、当該価格が最も高い証券取引所の価格とする。
- (2) これらの権利の行使により取得する新株（当該権利の行使があったことにより発行された株式をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。）に係る旧株が証券取引所に上場されている場合において、当該新株が上場されていないとき
当該旧株の最終価格を基準として当該新株につき合理的に計算した価額とする。
- (3) (1)の株式及び(2)の新株に係る旧株が証券取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式（証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。） 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式等の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項（（新株予約権の行使に関する調査））に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

【解 説】

所得税法施行令第84条第1号から第4号までに掲げる権利を付与された場合（同条の規定の適用を受けるものに限る。）の経済的利益の額は、権利行使時の株式の時価から各権利の取得価額に権利行使価額を加算した金額を控除した額とされている（所令84一～四）。

また、発行法人から同条第5号に掲げる権利を与えられた場合（同条の規定の適用を受けるものに限る。）の経済的利益の額は、その権利行使により取得した株式のその権利に基づく払込み又は給付の期日における価額から、当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額とされている。

本通達は、同条各号に掲げる権利の行使により取得する株式について、権利行使日や払込み又は給付の期日における当該株式の価額の具体的な評価の方法を明らかにしたものの。

【改正の趣旨等】

改正前所基通23～35 共一9(2)については、店頭売買有価証券市場（いわゆる店頭登録市場）が証券取引所に関する免許の交付を受けて証券取引所となったことに伴い店頭登録市場及び店頭売買登録銘柄が存在しなくなったことから、削除した。